

新型コロナウイルス感染症対策における南九州市職員の行動指針

1 職員及び職場の対応方針

- (1) 毎日、出勤前に自宅で次の健康チェックを行うこと。
(体温測定、呼吸器の症状・倦怠感・嗅覚異常の有無確認)
- (2) 発熱等の風邪症状が見られるときは、出勤を控え、上司に病状を報告すること。
- (3) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、保健所又は医師へ相談のうえ、指示に従うこと。
一般の医療機関を受診するよう指示された場合にあっても、相談日時、医療機関受診日時、診断結果を別紙（第 1 号様式）により報告すること。

2 職場における留意事項

- (1) 事務室での執務中においては、マスクを着用すること。
- (2) 用務で外出先から事務室に戻る際は、手指をハンドソープにより手洗いし、消毒を十分に行うこと。
- (3) 事務室は一定の間隔で十分な換気を行うこと。
- (4) 会議を開催する場合は、窓を開放するなど特に換気に留意するとともに、収容人数の 50% 以下の出席者となるよう広めの会場を準備し、一人ひとりの座席の間隔を十分に確保すること。
- (5) 会議は、説明を要点のみとするなど、開催時間の短縮を工夫し、場合によっては、事前に資料配信し、メールや電話による合議制等による集約方法の採用も検討すること。

3 出張等及び訪問を受け入れる場合の留意事項

全国及び県内の感染者発生状況に留意し、感染の拡大傾向にある都道府県への出張及び同地域からの訪問の受入については、慎重に対応すること。

4 勤務時間外の留意事項

集団感染を招きやすい密閉、密集、密接が重なる場を徹底して避けるなど、感染予防を意識して行動すること。

各課等における懇親会等の実施は、5 月 14 日付け新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組の別添 2 事業活動に当たっての積極的な感染防止の取組のお願いに沿った取組が食事提供施設で行われている場合に限るものとする。

5 週休日等の留意事項

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、発熱又は風邪の症状がある場合は外出しないなど、新しい生活様式に基づく行動を行うこと。

週休日等に冠婚葬祭等でやむを得ず県外へ外出をする場合は、事前に各課等の長へ連絡を行い、行動履歴を別紙（第 2 号様式）に記録し、各課等の長へ報告を行い、決裁を受けること。

（期間、行先（都道府県、自治体）会場又は施設名、参集人数など）

令和2年7月30日決定
令和2年7月27日適用

新型コロナウイルス感染症に係る南九州市職員の勤務の取扱い

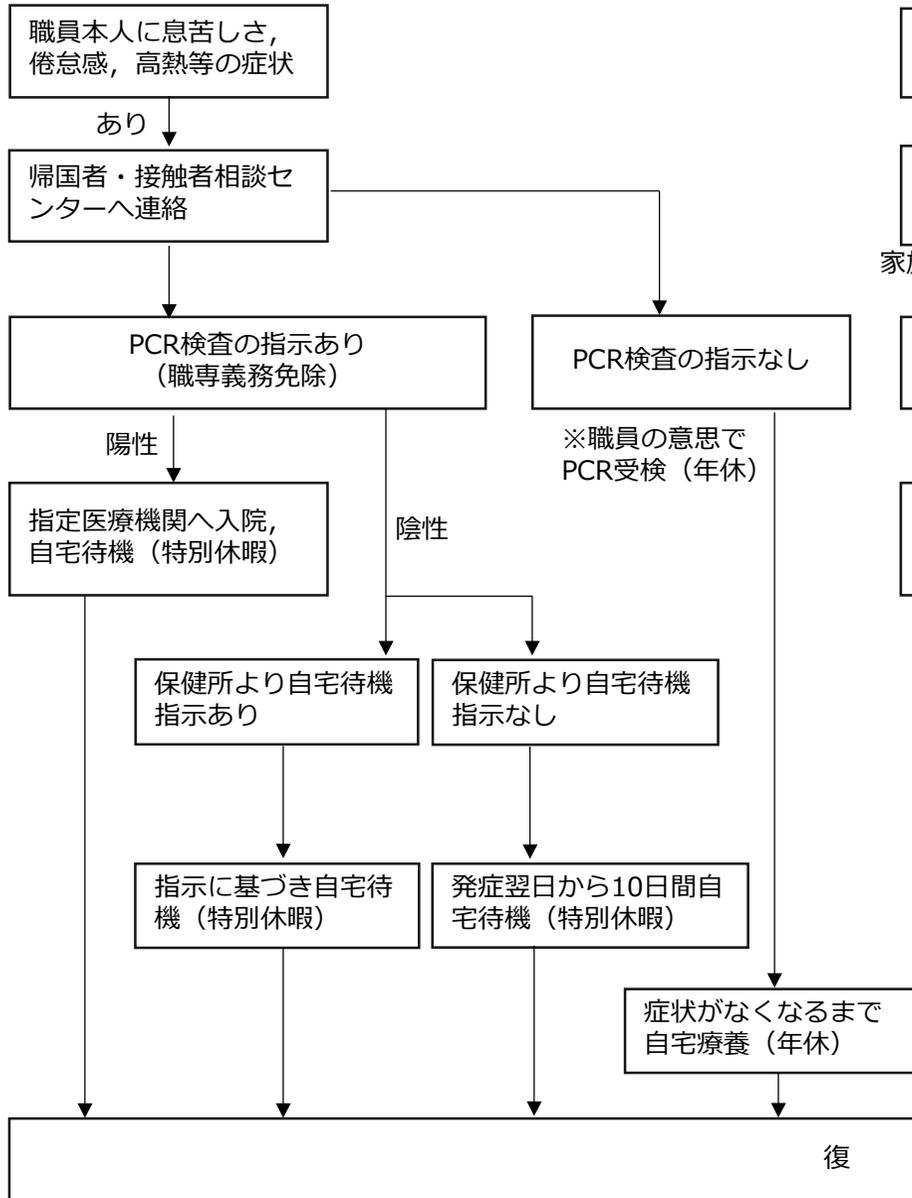
新型コロナウイルス感染症が県内及び全国的に拡大している状況のなか、同居親族がPCR検査陽性者の濃厚接触者となり、また、本市職員においてもPCR検査で陽性が確認されるなど、状況はひっ迫してきています。

このようなことから、PCR検査を指示された場合などの勤務の取扱いに關し定めるものです。

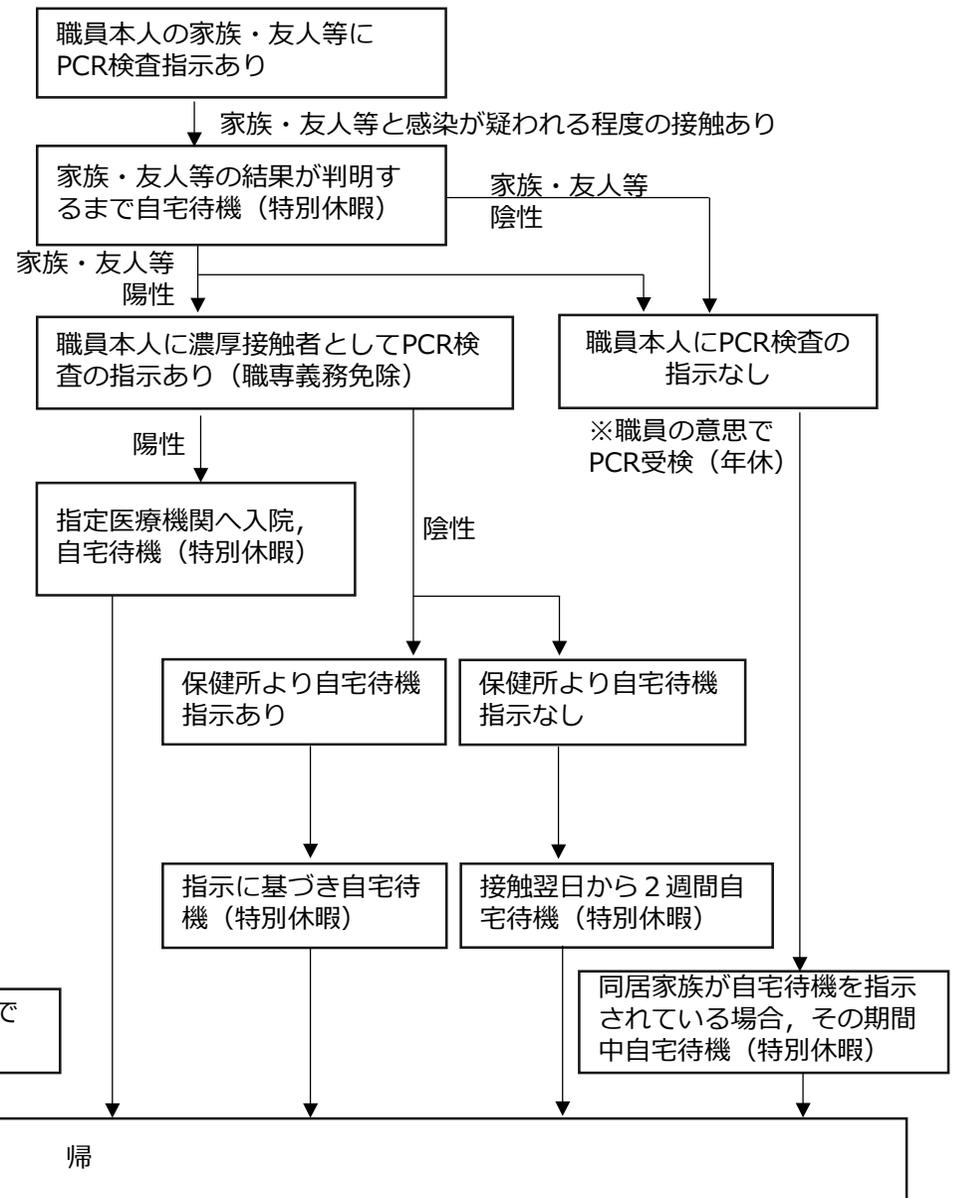
記

- 1 職員本人に息苦しさ、倦怠感、高熱等の症状がある場合
別紙フローチャート①に基づき対応
- 2 職員本人の家族・友人等にPCR検査指示ある場合
別紙フローチャート②に基づき対応
- 3 その他
上記1, 2にあたらぬ状況が生じた場合は、別紙フローチャート①及び②に基づき判断する。また、フローチャートは適時見直しを行うこととする。

フローチャート①



フローチャート②



復 帰